

# 令和5年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 令和5年3月14日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午後 10時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 壺内 明  
委 員 谷部 憲子  
委 員 日高 芳一  
委 員 上原 有美江  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長兼学校教育担当部長	中島 俊一	・教育総務課長	山崎 淳
・学校施設担当課長	小野村守宏	・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・指導室長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	森 孝行	・学校教育支援担当課長	大川 千章
・統括指導主事	木村 文彦	・放課後支援課長兼地域教育課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 壺内 明 委員 谷部 憲子  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と谷部委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が9件、報告事項等が14件でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第11号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本案は、令和5年に特別区の給料表が改定されることを受け、葛飾区会計年度任用職員等の報酬額について、総務部からの通知を受けまして、特別支援教室拠点校講師の額を改正する必要がありますので、提出するものでございます。

資料の2枚目が新旧対照表となっております。

付則の別表、特別支援教室拠点校講師の報酬額を1,700円から1,705円に改めます。

本改正につきましては、令和5年度4月1日より施行されるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第11号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** 議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

今回、地方公務員法の一部改正により「再任用短時間勤務職員」が廃止され、「定年前再任用短時間勤務職員」が導入されたことにより、所要の改正をするものでございます。

資料の2枚目が新旧対照表となっております。

改正内容につきまして、第2条関係は定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を定めるものでございます。第2項中「第28条の5第1項又は第28の6第2項」を「第22条の4第1

項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

1 ページ目の下、第 12 条関係は、おめくりいただきまして、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位について定めたものでございます。「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

第 14 条の 5 は、定年前再任用短時間勤務職員に関する年次有給休暇の特例について定めたものでございます。「再任用短時間勤務職員」「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。また、「職員の再任用に関する条例第 3 条の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」という文言を削除いたします。

次のページになりまして、3 ページにおきまして、第 23 条の「出産支援休暇」「育児参加休暇」、おめくりいただきまして、第 29 条の 2 の「子の看護休暇」、第 29 条の 3 「短期の介護休暇」、第 30 条の 2 「組合休暇」における「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

そして、5 ページに行きまして、第 32 条の 2 の「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

また、「任期の更新をしたときも同様とする。」という文言を削除いたします。

最後、6 ページにまいりまして、備考にございます「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

本改正については令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、付則により、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、取り扱う経過処置を定めております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 12 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 12 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 13 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** 議案第 13 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

今回、地方公務員法の一部改正により再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の前数計算方法を

定めたものでございます。

おめくりいただきまして、資料の2枚目が新旧対照表となっております。

第3条における「条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員」を、「条例第7条の7の規定による定年前再任用短時間勤務職員」の文言に改め、地方公務員法との整合性を図るため、文頭に移動をいたします。

本改正については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第13号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第14号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第14号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正により再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額の計算方法を定めたものでございます。

資料の2枚目が新旧対照表でございます。

第2条第1項の後段に、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の計算方法を追加いたします。第2条第2項中「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削除いたします。

おめくりいただきまして、付則における経過措置として、第2項を特定管理監督職群の管理職を想定した管理職手当の額は、100分の70を乗じて得た額といたします。

また、第3項を育児短時間勤務職員に対する第2条第2項の適用について、読替規定を定めま

す。  
3ページでございます。別表中の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めま

す。  
本改正については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 14 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 14 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 15 号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 15 号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務職員制度が廃止され定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当の額を定めたものでございます。

おめくりいただきまして、資料の 2 枚目が新旧対照表でございます。

第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に定年前再任用短時間勤務職員における管理職員特別勤務手当額を定めます。

おめくりいただきまして、付則における経過措置として、第 2 項を特定管理監督職群の管理職を想定した管理職手当の額は 100 分の 70 を乗じて得た額といたします。

本改正については、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 15 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 15 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 16 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 16 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正により再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、所要の改正をするものでございます。

資料の 2 枚目が新旧対照表でございます。

第 2 条は期末手当の支給対象外職員を定めており、同条第 1 項中第 11 号に、「第 26 条の 5 第

1 項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下『自己啓発等休業中の職員』という。）」を加えます。

また、第3条は基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間を定めており、同条中第7号に「（7）自己啓発等休業中の職員として在職した期間」を加えます。

またおめくりいただきまして、第5条は欠勤等の日数を定めており、第5条第1項中第8号に「自己啓発等休業中の職員として在職した期間」を、第10号に「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業している職員として在職した期間」を、第11号に「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間」、これらの文言を加えます。

また、3ページにございます第4項中、定年前再任用短時間勤務職員の欠勤等日数の算定方法を定めてございます。

そして、第5項中、欠勤等日数の算定方法に修学部分休業により勤務しない期間、高齢者部分休業により勤務しない時間を加えます。

本改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなしまして、第5条第4項の規定を適用いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** 異議なしと認め、議案第16号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第17号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第17号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、所要の改正をするものでございます。

資料をおめくりいただきまして、2枚目が新旧対照表となっております。

第2条は、勤勉手当の支給対象外職員を定めておりまして、第2条第1項中第11号に「法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下『自己啓発等休業中の職員』という。）」という文言を加えます。

また、第3条は、基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間を定めており、第3条中第



9号に「(9) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間」を加えます。

おめくりいただきまして、第4条は支給割合を定めておりまして、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と文言を整理いたします。

2ページの第5条は、欠勤等の日数を定めており、第5条第1項中第9号に「自己啓発等休業中の職員として在職した期間」、第11号に「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員として在職した期間」、第12号に「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間」、これらの文言を加えます。

また、3ページ、第4項中、定年前再任用短時間勤務職員の欠勤等日数の算定方法を定めております。同じく第5号中、欠勤等日数の算定方法に、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間を加えます。

おめくりいただきまして、同条第6項から第7項では、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

資料をおめくりいただきまして、6ページの第6条は減額率を定めておりまして、こちらでも「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

本改正については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

そして、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第17号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第18号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第18号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正により再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、所要の改正をするものでございます。

おめくりいただきまして、資料の2枚目が新旧対照表でございます。

第2条は、義務教育等教員特別手当の月額を定めておりまして、定年前再任用短時間勤務職員の計算方法を定めます。

同条第2項の「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、第3項を削除いたします。

また、おめくりいただきまして、付則として、当分の間、義務教育等教員特別手当の額は100分の70を乗じて得た額といたします。

また、育児短時間勤務職員に対する第2条第2項の適用について、読み替え規定を定めます。

本改正については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、暫定再任用職員の義務教育等教員特別手当は定年前再任用短時間勤務職員に適用される額を用いる旨を定めます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第18号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第19号「教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第19号「教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正により再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、所要の改正をするものでございます。

資料の2枚目が新旧対照表でございます。

第2条の2は、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に文言を改めます。

本改正については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算方法は、定年前再任用短時間勤務職員とみなします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第19号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等の9件を終わりといたします。



続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「臨時代理の報告について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 臨時代理の報告につきまして説明を申し上げます。葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則第3条第1項の規定によりまして、次のとおり教育長が事務を臨時に代理して処理いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の「臨時に代理して処理した事務及び日」につきましては、別添資料のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件についてはそのようにさせていただくものでございます。

次に、報告事項等の2「かつしか教育プラン（2019～2023）の取組について（令和5年度取組予定）」についての報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、かつしか教育プラン（2019～2023）の令和5年度の取組につきまして、説明を申し上げます。

まず1におきましては、プランの位置付けを記載してございまして、2のプランの推進におきましては、学識経験者のご意見を伺ったり、年2回開催いたします葛飾区教育振興基本計画推進委員会で前年度の取組結果や次年度の取組予定を報告いたしまして、ご意見を頂きながら進捗を管理していく旨を記載してございます。

3の令和5年度取組予定につきましては、本年2月に書面で開催いたしました推進委員会でご意見を頂いた後に、別添の資料として取りまとめたものでございます。

なお、新規及び拡大した取組の記載につきましては、下線を引いてございます。また推進委員会の各委員から頂いたご意見等については、さらに別添といたしましてまとめてございますので、ご確認をいただければと存じます。

それでは、別添の令和5年度取組予定について説明を申し上げます。内容につきましては、これまでの予算のご説明と重複するところがほとんどとなりますので、本日は新規、拡大の取組の主な部分につきまして、簡単に抜粋いたしまして説明を申し上げます。

まず、基本方針1でございます。3ページをご覧ください。施策（1）の取組内容①「学力向上のための取組みの充実」では、丸の三つ目をご覧ください。全国学力・学習状況調査において、特に中学校の数学に課題が残ったことから、放課後等にタブレット端末を活用して学習できる映像教材を一部の中学校にモデル導入します。

続きまして、その下②の「体力向上のための取組みの充実」では、一番下の丸、学校の水泳指

導につきまして、引き続き区立や民間の屋内温水プールを活用して授業の充実を図るとともに、新たに区立の屋内温水プールの整備を区内2か所で進めていきます。

基本方針1につきましては、以上でございます。

続きまして、基本方針2でございます。11 ページをご覧ください。施策（2）の②「学校施設を活用した放課後支援の推進」では、丸の一つ目、小学校内を中心に学童保育クラブの整備を進めておりますが、5年度は柴原小学校で建設工事を行います。

丸の二つ目でございます。わくわくチャレンジ広場につきましては、5年度は新たなサポーター等の確保のために、報償費を見直すとともに地域を中心とした様々な世代の力を引き出して、見守り体制の活性化を支援していきます。

また一番下の丸、全ての小学校のわくわくチャレンジ広場に外国人の英語指導員を派遣いたしまして、月2回程度、生きた英語に接する機会を設けていきます。

続きまして、13 ページをご覧ください。施策（3）の①「健康教育の推進」では、一番下の丸、学校給食費の完全無償化の実施につきまして記載をしてございます。

基本方針2については以上でございます。

続きまして、基本方針3でございます。17 ページをご覧ください。施策（1）の③「新しい時代に対応する教育の充実」では、丸の一つ目でございます、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、5年度から小学1、2年生に「英語に親しむ活動」の時間を区独自に設けて、義務教育9年間を通した「英語教育カリキュラム」を構築いたします。

また、「英語に親しむ活動」の実施に当たりまして、外国語指導助手、いわゆるALTを配置するとともに、小学3年生から6年生までの配置を拡充いたします。

また、二つ目の丸でございます。小学5、6年生に加えまして、中学1年生を対象に体験型英語学習施設を活用した「英語体験プログラム」を実施してまいります。

続きまして、19 ページをご覧ください。施策（2）の①「特別支援教育の推進」では、一つ目の丸でございます。課題のある児童がつまづきやすい特殊音節の習得におきまして、これまで特別支援教室で利用していた、タブレット端末を活用した多層指導モデルを全ての小学校の通常学級でも実施できるよう運用方法を整理するとともに、二つ目の丸でございます、発達障害の可能性のある子どもとの関わり方に困っている保護者向けにペアレントトレーニングを拡充して実施いたします。

続きまして、その下の②の「いじめや不登校などへの対応」では、一番下の丸、校内適応教室を10校から12校に増設いたします。

続きまして、その下の③「日本語指導の充実」では、一つ目の丸、夏季休業中に日本語の理解を深めるための講座を実施いたします。

続きまして、21 ページをご覧ください。施策（3）の①「安全で良好な学校環境の整備」で

は、三つ目の丸と四つ目の丸に記載の各学校におきまして、引き続き改築工事等を進めてまいります。また、一番下の丸でございます、「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」を踏まえまして、東四つ木地域におきます学校適正規模を確保し、教育環境の充実を図るための取組について検討に着手いたします。

続きまして、その下の②の「ICT環境の推進」では、一番下の丸、現行のかつしか教育情報化推進プランが5年度をもって計画期間が終了するため、6年度を始期といたします学校教育情報化推進計画を策定してまいります。

続きまして、その下の③「学びの機会の充実」では、一つ目の丸、学校司書の配置日数を年42週に拡充することによりまして、夏季休業中に学習センター（学校図書館）を開館いたしまして、自学自習に取り組む環境を整えてまいります。

基本方針3については以上でございます。

続きまして、基本方針4でございます。27ページをご覧ください。施策（2）の②の「葛飾への愛着が深まる事業の推進」では、三つ目の丸でございます、葛飾柴又の文化的景観につつまして、文化的景観の整備計画を踏まえ、助成制度を創設してまいります。

30ページをご覧ください。（3）の①の「学びを促進する環境の整備」では、下から三つ目の丸でございます、かつしか区民大学について認知度を高めるため、各種SNSを活用するとともに、「葛飾区生涯学習課公式 note」により、講師の人物紹介などを行うなどの情報発信を行ってまいります。

続きまして、その下の丸、②の「魅力あるスポーツ施設の整備」では、奥戸少年野球場をはじめ、渋江公園テニスコートなど、こちらに記載の施設について整備を進めてまいります。

最後となりますけれども、31ページ以降につきましては、参考資料といたしまして用語解説などを記載してございますので、本文の内容と併せてご参照いただければと存じます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○**壺内委員** かつしか教育プランの来年度の目標値を定めまして、またコロナが少しずつ終息の傾向に向かっておりますので、ぜひこの目標値に向かって各教育活動、各学校に対してご指導をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

1ページで、非常に大事である「学校が好きである」という評価指標。「学校が好きである」という肯定的な回答をした児童・生徒の割合ということで、令和2年度からコロナ禍が始まり、今、4年目に突入しているのですが、小学校、中学校とも目標と実績がかけ離れているのです。他を見ていたらそれほどでもないのに、ここだけが目標値が小学校で80.1、81.4、82.7と1.3ポイントずつ上がっているのです。ところが、実績を見てみますと80.2から、コロナの影響だ

と思うのですが、77.3、76.7、74.2 と。目標値と実績に差があるので工夫が必要かなと思います。中学校も同様なのですが、この辺、見直すといいたいでしょうか。その辺、今感じた次第ですが、感想をお聞かせください。

○教育長 指導室長。

○指導室長 令和2年度、令和3年度にかけて教育活動は様々な制約を受けまして、行事等も中止又は縮小を余儀なくされたということで、この数字は、この傾向にあるということは大変重く受け止めているところでございます。令和5年度につきましては、何とか様々な教育活動を再開いたしまして、数字の向上を期待しているところでございます。目標値との乖離と言いますか、令和元年のところからのスタートでございましたので、この目標を掲げております。掲げております目標を変えることはせずに、令和5年度はこの実績が上がるように努力を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 この数字を見たときに、1.3 ずつあまりに規則正しく目標値が上がっていて、それで、実績が下降気味だということで、疑問視する可能性もありますので、また言葉等しっかりやりながら各学校を指導していただければ嬉しいかなと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 3ページの「学力向上のための取組みの充実」ということで、中学校の数学に課題が残ったというのですけれども、どのような課題が残ったのでしょうか、具体的に教えてください。

○教育長 指導室長。

○指導室長 全国学力学習状況調査の平均値との比較の中で、科目ごとで見ますと、明らかに中学校の数学の全国平均との差が大きかったというところでございます。また、細目と言いますか、問題ごとの結果を見ましても、やはり特定の分野に弱点、課題が明確になったということを受けまして、この取組を考えております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 小学校のときに九九とかをしっかりとやらなかったから、それがそのまま延長して中学校に行って、さらにできなくなるという傾向もあると聞いております。

九九ができなくなると、正直言って社会に出たときに本当に困ると思うのです。そういう意味で、このタブレット端末を活用してというのは、具体的にはそういったことも含めて、例えば小

学校に戻るような形もあるというのか、そういうことも考えていらっしゃるのかどうか、教えてください。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 今、計画しております映像教材につきましては、そういった学び直しができるように計画をしています。単元と言いますか、例えば計算、図形、関数等、そういったごとの映像が用意されているものでございまして、自分の弱点に関しましては、戻って学習ができる内容になってございます。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** その点は分かりました。もう一つお聞きしたいのが、19 ページになるのですが、「日本語指導の充実」ということで「夏季休業中に日本語の理解を深めるための講座を実施します」ということがあるのですが、たまたま2月20日だったかと思いますが、新聞を読んでいたらヤングケアラーのことで、いわゆる親の通訳もヤングケアラーの一つだということで、厚生労働省と自治体が4月以降、外国籍で日本語が苦手な親の通訳を子どもが担わなくてもよいように、役所や病院に親が行く際に、通訳の専門職を同行させる新事業を始めることが19日、同省への取材で分かったとありました。いろいろな新聞に結構載っていたのですが、この事業を実施する自治体には、国が費用の3分の2を補助するとなっているのです。そして、このヤングケアラーで、私も以前、実際、外国にルーツがあるお子さんの方たちの困り事の話の中で、通訳というのが出てくるのです。3.2%ぐらいが通訳と回答しているというのです。通訳というのは、特に病院に行くときで、病院によっては日本語が分かる人を連れてきてくださいと言われるのです。そうすると、私が実際に見たのは、中学生の子どもを休ませて連れていっているのです。これが、特に外国にルーツのあるお子さんの親御さんは、親のためなら学校へ行かせなくてもいいという傾向が多少あるのです。こういうものを今後取り入れていったらどうかという提案を一つ。まだこれできたばかりで、この4月からと言っていますから、そういうことを考えていらっしゃるかどうか教えていただけますか。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 通訳派遣については、これまで教育の範疇ということで、例えば新年度に入って、お子さんが入学の準備をするために書いてある文書が読めないといった場合にその文書の解説をしたり、あるいは1年生の先生と一緒に今後の授業展開について通訳するという性質でやってきたことと、あとは授業の中で分からないことを翻訳して説明をするというような機能を果たすということで派遣させていただいて、今、増加傾向にあるところでございます。

そこから超えてとなると、今は、皆さんスマホの翻訳機能がついているもので通訳していただいたりということで、私生活と区別して取り扱っている状況になっておりますので、そこは他課と連携しながらそういった活用の方向性があるかどうかということは、話はお伝えさせていただ



こうと思っております。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** 新聞を見ると、行政手続や病院の受診、それも書いてあるのです。ですから、そういうことも国で考えていこう、休ませないでちゃんと学校へ行かせてあげようという取組を厚生労働省が考えているのですから、厚生労働省と文部科学省とはまた違うかもしれないけれども、含めてやっていったほうがいいのではないかなと思います。ぜひこういう取組も考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。教育委員会の事業としてやるのか、また他の分野での取組としてやるのかという整理も必要な案件だと思います。庁内的にも調整をしていくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。

日高委員、お願いたします。

○**日高委員** この教育プランですけれども、5年目を迎えるわけです。一つの区切りだと思えます。そういう意味では、達成していく目標も高く掲げておりますし、数値もどんどん上げてきている。でも、現実にはコロナの問題など様々な条件から、伸び悩んでいる状態もあろうと思えますけれども、これからは落ち着いてまいる状況がありますから、問題はこの事業の成功を現場と一緒にやっていきたいということなのです。教育委員会で幾らプランをつくっても、実践して効果を高めていくのは学校現場だと思います。ですから、現場啓発をぜひお願をしたい。ましてや、本区では予算や教育的配慮を随分しているわけです。夏休みに学校図書館を開放して、子どもたちが自由に使えるように人もつけてということなど、かつてなかったわけです。今回さらに予算化をしているという大変重要なことを、区としてやっていただいていますから。

そういうことも学校に認識いただいて、そして子どもにも啓発としてきちんと伝えて、有効な活用ができるようにひとつ進めていただきたい。中学1年生が TOKYO GLOBAL GATEWAY に行く、この取組だってすごいことなのです。ですから、しっかり予算化をしてまでやっていただいている事業というのは、成果を出さなかったら全く意味がない。よって、そういう指摘をぜひ学校に伝えていただいて、そして現場がこれを十分に活用できるようなそういう体制に持っていっていただければありがたいなと思います。

4本の基本方針を掲げ、そしてさらにそれぞれに3本ずつの施策をもって策定されているものがありますから、ぜひそれを成功させてほしいなとお願をしたいと思えます。

○**教育長** ありがとうございます。

指導室長。

○**指導室長** ありがとうございます。年度当初の定例校・園長会ですとか、地区校長会等で、この教育プランを具体的にお示しいたしまして、特に新たな取組、また拡充された取組につきまし



ては、十分に学校に意識をさせ、また指導室も関わりながら取り組んでまいりたいと考えております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

谷部委員、お願いいたします。

○**谷部委員** 盛りだくさんの内容で、全部実現できればいいなと思っているのですが、日高委員がおっしゃられたように、学校現場の先生方がこちらのプランをきちんと理解して、目標に向かっていていただくということが大切かなと思っておりますので、校長先生はもちろんお考えなのだと思うのですが、なかなかそこが伝わっていないところもあるのかなというところに気になる点があります。

その中で、今回 27 ページの「葛飾への愛着が深まる事業の促進」ということで、先日も郷土かるたの大会が開かれましたけれども、3年生以上に「伸びゆく葛飾」と一緒に葛飾のことを学んでもらいたいということで配られたと思うのですが、やはりうまく活用できている学校と活用できていない学校とあると思いますので、そのところも葛飾区としての統一が見られるといいかなと思います。ぜひそちらも、今度、YouTubeなどで映像も出るということなので、より子どもたちも身近に感じてくるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** ただ今頂きました郷土かるたの周知等につきまして、先日も大人の部分でより周知をしたほうがいいというご提言を頂きました。また、今回、かつしか郷土かるた全区競技大会を4年ぶりに開催させていただいて、大変盛り上がったという結果がございました。それについても、ホームページ等で周知をしながら、郷土愛という意味では、子どもたちにしっかり届くような工夫をしていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「葛飾区立宝木塚小学校改築工事基本設計（案）について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「葛飾区立宝木塚小学校改築工事基本設計（案）について」ご説明いたします。

まず1の「敷地及び建物概要」につきましては、（1）「敷地面積」は8,738㎡、（2）「構造・階数」は鉄筋コンクリート造、地上4階建てでございます。（3）「延床面積」は7,592㎡となっております。なお、標準規模面積、既存校舎面積との比較は別紙1で、またこの後の別紙2から別紙3までは、後ほどご一緒に説明させていただきます。

次に、2「基本設計（案）の概要」でございます。（1）の「普通教室」につきましては、ほかの改築校と同様にICTの活用やグループワークといった多様な学習形態に対応できるよう一教室、約63㎡から約74㎡としてございます。また、児童数の一時増加に対応できるよう少人数教室の転用により、18教室まで対応できる設計としてございます。また、（3）の「校庭整備」では、既存の約3,450㎡から約5,500㎡としてございます。

次に、3の「改築スケジュール」につきましては、（1）「基本・実施設計」が令和4年7月から始まり、（7）「外構・校庭整備工事」まで、令和10年11月終了予定の工事期間となっているものでございます。

続きまして、1枚、おめくりいただきまして右上に「別紙1」と書かれた宝木塚小学校諸室面積比較表をご覧ください。学校改築等の標準規模につきましては、平成26年に改築校の標準規模を策定しており、左側の施設の項目にある学習関係諸室からその他までとなっております。また、標準規模に含まれていない諸室としましては、学童保育クラブ、校内適応教室、地域連携室でございます。

こちら比較でございますが、基本設計（案）Aにおける標準規模面積Bとの比較でございます。また、既存校舎面積Cとの比較は記載のとおりとなっております。まず、標準規模面積との比較では、一番下の合計欄、塗りつぶしにあるとおり延床面積基本設計が7,592.3㎡に対しまして、標準規模の7,464.0㎡より128.3㎡増となっております。さらに右側の欄の既存校舎面積との比較においても2,464.2㎡ほど増えてございます。

次のページ、別紙2をご覧ください。左側が1階の平面図でございます。西側に校舎がございまして、下には職員室などの管理諸室や校内適応教室、特別支援教室、また、上には給食室や学童保育クラブを配置してございます。また、中ほどにある校庭は、先ほどご説明のとおり、約5,500㎡としてございます。

続きまして、右側には2階の平面図がございまして、東側に普通教室と少人数教室を配置し、陽当たりを確保してございます。

次のページをご覧ください。こちらが3階からR階までの平面図でございます。2階と同様に普通教室と少人数教室を配置するほか、こちら3階には図工室などの特別教室、学習センター（学校図書館）などを配置してございます。また、一番右の右側にあるR階では電気や機械設備、太陽光パネルを設置してございます。

次に、恐れ入ります。2枚、おめくりいただきまして、別紙3「宝木塚小学校工事スケジュール」をご覧ください。こちら詳細は表のとおりでございますが、中ほどの図にありますフェイズ2で、仮設校舎の建設工事が令和5年度の12月から始まり、左下のフェイズ4「新校舎建設」が令和7年度7月から令和9年度6月までとなっております。また、令和9年度9月から新校舎での運用が始まります。その後、フェイズ5の1にある「仮設校舎解体」、次に「既存体育館

解体」に移り、「外構工事」を経て改築事業の完了は令和10年度11月を予定してございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項等の3を終わりいたします。

次に、報告事項等の4「東四つ木地域における学校適正規模の方向性（案）について」の報告をお願いします。

学校環境整備担当課長。

○**学校環境整備担当課長** それでは、私から「東四つ木地域における学校適正規模の方向性（案）について」ご説明いたします。

1の「概要」でございます。令和5年1月の文教委員会において、木根川小学校、中川中学校に渋江小学校を加えた東四つ木地域を対象に学校の適正規模を確保し、学校教育環境の充実に向けた検討を開始する旨、報告いたしました。

このたび、東四つ木地域における学校適正規模の方向性（案）について検討状況を報告するものでございます。

2の「学校施設の状況」でございます。下の一覧表をご覧ください。3校を比較いたしますと、まず敷地面積でございますけれども、3校の中で中川中学校が最も広く、次いで木根川小学校、渋江小学校の順となっております。また、学校施設につきましては、各学校とも建築後50年以上が経過している状況となっております。また、児童・生徒数、学級数につきましては、記載のとおりとなっております。

次ページをご覧ください。こちら施設所在地及び通学区域でございますけれども、濃い色の網かけになっている部分が渋江小学校。また、その南側の網かけになっている部分が木根川小学校。また、その外枠を二重線で囲っている部分が中川中学校のそれぞれ通学区域となっております。

東四つ木地域、3校の通学区域内におきましては、渋江小学校が最も中央部に位置されております。また、その南西側に木根川小学校、中川中学校については通学区域内の最も南に設置されている状況でございます。

3「学校適正規模の確保に向けた取組の方向性（案）」、（1）「中川中学校」でございます。

葛飾区学校適正規模等に関する方針では、小規模校における通学区域の拡大について、隣接校で児童・生徒数が適正規模を上回るなどの状況にあり、かつ両校が統合した場合に学校適正規模を上回ってしまう場合などに検討を行うこととしております。現時点では、中川中学校の隣接校に適正規模を上回っている中学校はございませんが、今後、京成立石駅周辺における市街地再開発事業が予定されており、駅周辺の人口増加が見込まれております。中川中学校と隣接する本田中学校との統合を仮に検討した場合、令和2年に竣工した本田中学校の校舎規模では生徒の受入れが困難となることが懸念されております。

このため、今後、東四つ木地域及び立石・東立石地域の通学区域を再編し、エリア内の学校における適正規模を確保することが求められていることから、中川中学校は再開発事業の進捗に合わせて、通学区域内の見直しにより適正規模を確保する方向で検討を進めてまいります。

(2) 「木根川小学校・渋江小学校」でございますが、現時点では木根川小学校及び渋江小学校の隣接校に学校適正規模を上回っている小学校はなく、今後、京成立石駅周辺の人口増加に伴う通学区域の見直しを行ったとしても、通学区域の見直しにより木根川小学校、渋江小学校、それぞれ学校適正規模である 12 学級を確保することは困難な状況でございます。

一方、木根川小学校と渋江小学校の児童数を合わせますと、適正規模である 12 学級を確保することが可能となります。

両校の学校直線距離は約 340 メートルと近接しており、両校の通学区域の境界には踏切や幹線道路等の通学路の安全確保に支障もないため、学校統合した場合の児童への通学面における影響が少ないものと考えております。

以上の状況を踏まえ、木根川小学校と渋江小学校は学校統合により適正規模を確保する方向で検討を進めてまいります。

また、両小学校及び統合した場合の学級数、児童数につきましては、記載のとおりとなっております。

(3) 「取組の方向性(案)」でございますが、木根川小学校と渋江小学校は、学校統合する方向で検討を進めてまいります。

また、中川中学校は再開発事業の進捗に合わせて通学区域内の見直しを検討することにより、許容範囲としております 9 学級程度の学級数が見込めることから、小学校の統合を契機に、統合した小学校と中川中学校の施設一体型校舎として整備する方向で検討を進めてまいります。

小・中学校の施設一体型校舎を整備することにより、東四つ木地域の児童・生徒の通学利便性の向上を図るとともに、地域に根差した学校づくりを進め、教育環境の向上を図ってまいります。

また、3校の施設一体型校舎を整備する所在地といたしましては、3校の中で東四つ木地域の比較的中央部に位置し、一定の敷地面積が確保できることから、木根川小学校を第1候補地として提案し、検討を進めてまいります。

(4) 「学校改築の検討(案)」でございますが、既存校舎の規模では3校の施設一体型校舎として児童・生徒の受入れは困難であることから、まず既存の渋江小学校で木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行います。統合後、児童は渋江小学校校舎に通学し、その間、空き校舎となる木根川小学校校舎を施設一体型校舎として改築を行い、竣工後に小学校、中学校ともに新校舎へ移転することを1案としてございます。

4 「懇談会の設置」でございますが、木根川小学校、渋江小学校及び中川中学校の学校評議員など地域代表者から組織する検討懇談会を設置いたします。懇談会で地域の方々のご意見を伺い

ながら、本案を含めた学校適正規模に向けた取組の検討を進めてまいります。

5 「東四つ木地域学校適正規模説明会について」でございますが、今回、ご説明させていただいた方向性（案）について、次のとおり説明会を開催いたします。

次ページをご覧ください。まず（1）といたしましては「保護者向け説明会」でございますが、令和5年4月22日、渋江小学校で午前11時30分から、木根川小学校で午後2時から、東四つ木地域の児童・生徒の保護者向けに開催いたします。

また、（2）の「地域住民向け説明会」でございますが、令和5年4月25日に木根川小学校で午後6時から学校関係者をはじめとする住民、東四つ木地域の園児の保護者向けに開催いたします。説明会の開催に当たりましては、事前に説明動画を区のホームページを通じて配信するとともに、当日の説明会動画を後日配信する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 東四つ木地域における学校適正規模の方向性についてのご説明、どうもありがとうございました。

土地の広さの条件から、木根川小学校のある場所に小・中一体の施設を進めていく方向の検討がなされていて、数字上では一番いいのだろうなと思うのですが、案外、土地の形とかその辺で、地図の上でしか見ていないから正確には分からないのですが、一体になった建物がすっきり収まるイメージがなかなか湧かなくて。地域からもいろいろな意見が出ると思いますし、今みたいに建物としてどうだろうなと思う部分も出てくるかも分かりません。いずれにしても、大々的に変わる状況ですし、新小岩地域でも、以前、新小岩小学校と松上小学校が合併したという経緯があり、そのときは僕はいなくて分からなかったのですが、この間、新小岩中学校の周年のイベントをしたときに、片方の小学校のOBの方々をご来賓として呼ぶのがなかなか大変だったという話を聞いたりしている中で、本当に難しいところがあるとは思いますが、慎重にぜひ進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○**教育長** 学校環境整備担当課長。

○**学校環境整備担当課長** 今、委員からお話があったとおり、敷地の形状としては渋江小学校が長方形で比較的きれいな整地となっております。こちらのほうが道路にも接道していて、工事としては進めやすいという現状がございます。ただ、どうしても敷地面積が狭いということで、一定の高層化を図ったとしても、若干校庭が狭くなってしまいます。

一方で、木根川小学校の敷地は、長方形にはなっておりませんが、やはり敷地面積が広いこと、接道面においては若干の課題はありますが、ただ建物としては十分なものが建てられるということと、渋江小学校よりは広く校庭を活用できるのではないかとということで検討を進めていると



ころでございます。

ただ、こちらはあくまでも我々教育委員会が今考えている案でございます。今後、地域にこの案を説明して、地域の皆様からいろいろなご意見を頂く中で、地域の皆さんが望む姿というところもきちっと耳を傾けながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○青柳委員 はい。ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 木根川小学校の人数、全生徒数が今 81 人という、1 クラス平均で 13 名、10 名ちょっとぐらいですよね。今、だんだん少なくなって今年は一桁。そうなってくると、学校として形をなすこと自体が難しいだろうと思います。前々からこの学校のことはいろいろあったけれども、ここで手を打たないともうどうにもならないだろうと思います。それから、渋江小学校も 288 人という、大体 11 学級だから単学級が一つあるということですよ。ここ自体も決して多い人数のところではないのです。前に比べると減っているなという気がします。前は 3 クラスあった時期もあった気がするのです。それがこの人数になっているということは、学校関係者の方も少しずつ分かってきているのではないかと思います。人間というのは、新しいことに持っていくということにはすごく厳しい部分があるのだけれども、ここが一番いい時なのではないかなと思います。

いろいろご意見はあると思います、さっき言った形とか。形で言ったら、長方形が一番いいと思うけれども、今までの歴史とか、そういうことを考えたときに、木根川小学校というのは地元の方たちが、お金を少し出してつくった学校なのですよ。そういう意味で、この木根川の人たち、特に木根川に住んでいらっしゃる人たちは、すごく思いが強いのです。自分たちの先輩たちがお金を出して、ここに小学校をつくってくださいと言ってつくったところだから、そういう意味で行くと、すごく思い入れが大きいのです。でも、この数字を見れば、いつかは来たなという感じにはなっているのではないかと思うので、いろいろお話を聞きながらも、ただ毅然とした態度で負けないで頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 学校環境整備担当課長。

○学校環境整備担当課長 今、委員からお話もありましたとおり、例えば渋江小学校でございますけれども、平成 29 年時点では 13 学級で 408 名、児童数がありました。5 年ちょっと間に、今、11 学級、288 名ということで、4 年生で単学級が生じている状況でございます。我々としては、どうしても木根川小学校が目立つのですが、実は渋江小学校も人数の減少というものが年々進んでおりまして、今後、その傾向というのは木根川も渋江も見込まれております。我々としては地



域全体で考えた中で、木根川小学校だけではなくて、渋江小学校も規模としては減少傾向にあること、渋江だ、木根川だということではいろいろご意見が分かれることも想定しておりますが、きちっとメリット、デメリットを地域の皆さんに説明しながらご理解いただけるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 よろしくお願ひします。四つ木地域は、もともとは工業地域なのです。特に木根川とか、下のほうは工業地域や準工業地域で、いつとき結構工場が売られてマンションが建ったのです。ば一つとマンションが建ったので、渋江小学校は人数が増えたのです。ところが、その子どもたちがみんな社会人になってきている。今、あそこは新しいマンションはそんなにないのです。もう何十年も経っているマンションが多くなっている。そういう傾向性というのがあると思うのです。その辺も含めて、しっかりと「区としてはこのように考えているのです」、「子どもたちのためにもそうしていただきたい」というような話をしていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 ご苦労さまです。これからが大変ですよね。統合というのは、どうしても地域を説得するという大変重要な状態が生じますので、ご苦労が多いと思ひますけれども、今の時期だと思ひます。これを逃してしまふと、かえってまとまらないと思ひますので、ぜひ、これを慎重に、地域の理解を得るようによつていただきたい。

それからもう1点。すごくこだわるのは学校名なのです。「うちの学校、残せ」というのはどこでもやることなのです。だから、渋江が、木根川がって必ずなります。だから、統合して新たな学校をつくるという発想を持つというのはどうか。私の経験上、私は、豊島区の南池袋という学校の校長をやつたのですけれども、これは三つの学校を一つにした学校なのです。雑司ヶ谷、日の出小、高田小というのを一つにして南池袋という学校をつくりました。だから、こういうふう新しい学校をつくるよと言つたら、意外とそこはお互い譲り合ふのです。ただ、いろいろな行事のときに、先ほど新小岩の話が出たように、声をかけづらかつたとかというのが出るというのは、その一つの新校であるとそんな心配は要らないような感じがします。ですから、そうした一つの考えもお持ちいただくといいのかな。参考のために申し上げました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。参考にさせていただきながら進めたいと思ひます。ほかにはいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「学校給食費の完全無償化の実施について」の報告をお願ひします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から「学校給食費の完全無償化の実施について」ご説明申し上げます。

まず1の「目的」でございます。区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに、教育環境の一層の充実を図ることを目的に実施をするものでございます。

2の「対象」といたしましては、区立小・中学校に在籍する児童・生徒に係る学校給食費としてございますけれども、保田しおさい学校につきましては、授業日の昼食において保護者が負担する費用としてございます。

3番「制度概要」でございますけれども、区内区立小・中学校につきましては、保護者負担としている学校給食費を区が全額補助をするということで、補助金を保護者の委任を受けて、各学校の学校長口座に振り込むという形にしております。なお、保田しおさい学校につきましては、食材費の徴収方法が寄宿舎食費を含めた日額計算になっていること等を踏まえまして、保護者負担としている学校給食費の実費分について、保護者の申請に基づいて交付するという形で整備をしております。

「実施時期」は、令和5年4月としてございます。

裏面におめくりいただきまして、5に「予算案計上額」を記載してございます。こちら、現行の保護者負担額と補助額を記載してございますけれども、こちらの補助額には、現行の保護者負担の給食費とは別に、今、公費で補助をしているものも含めて補助額としておりますので、金額が大きく増えているというものでございます。

最後、6番「保護者への周知」でございますけれども、令和4年度、本年度の小学校1年生から5年生及び中学校1、2年生の保護者に対しましては、本年度内に周知をするとともに委任状の書式をお配りいたしまして、新年度に委任状を回収するとしてございます。

令和5年度、来年度の新小学校1年生、新中学校1年生の保護者に対しましては、入学式当日に委任状書式を配付いたします。

こちらの委任状については、全員から回収ということで進めておりますので、広報かつしか4月5日号にも、無償とするためには委任状の提出が必要となる旨を周知する予定としてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見などございますでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○**壺内委員** 学校給食費の無償化ということで、葛飾区が23区の先陣を切ってやると。追随する自治体も出てまいりましたけれども、子どもたちに、この給食費の無償化ということについて、十分税金を使っている、区民一人一人にですね。その辺を学校の先生方、あるいは学校に対して

きちんと子どもたちに教えてほしい。税金の意味をよく知るということです。給食費がただだからという単純なものでないということを、ぜひ指導の徹底を図ってほしいと思います。学力、体力も栄養のバランスです。おそらくこれから結果がよくなって、かつしか教育プランが達成されるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ご要望という形でよろしいですか。

その辺りにつきましては、お金を払わないということで、子どもたちが給食を粗末にしないことですね。お金がかかっている、それは税金であるということについては、私も校長会などでもしっかりと話をし、子どもたちにも伝わるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5は終了といたします。

次に、報告事項等の6「令和6年度使用小学校教科用図書の採択事務について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、報告事項等の6「令和6年度使用小学校教科用図書の採択事務について」ご説明を申し上げます。

令和5年度は小学校教科用図書の採択の実施に当たります。令和6年度から小学校及び保田しおさい学校で使用する教科書の採択事務を行います。採択に当たりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき実施をいたします。資料にございますとおり、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育（保健）、英語、特別の教科 道徳の教科ごとに文部科学大臣が作成、送付する教科書目録に登録された教科書のうちから1種採択をいたします。

採択事務は、おめくりいただきまして、資料の1、採択事務取扱要綱、資料の2、要綱実施細目に沿って、資料の4にございます4月下旬から始まります日程に沿って進めてまいります。

採択事務の全体像につきましては、お戻りいただきまして、資料の3、教科書採択の流れ図にお示ししたとおり、教科用図書調査委員会、教科用図書検討委員会を組織いたしまして、教育委員会に検討結果をご報告いたします。その上で、令和5年8月31日までに採択をするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

以上で、報告事項等の6を終わりいたします。

次に、報告事項等の7「令和4年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 報告事項等の7「令和4年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」ご報告いたします。

この制度は「かつしかっ子」宣言に定められてございます5項目を具体的な行動に表した、こちら資料の表彰基準に当てはまる優れた活動を行った児童・生徒を対象とするものでございまして、例年、学校からご推薦を頂いております。

今年度は、こちらにございます小学校10名、中学校24名、計34名の児童・生徒を表彰いたしました。

それぞれの児童・生徒の表彰内容につきましては、資料にお示ししたとおりでございまして、表彰基準のいずれに当てはまるか、そして表彰の内容についても記載がございます。

表彰式は3月10日に、男女平等推進センターホールで行われたことをご報告申し上げます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりといたします。

次に、報告事項等の8「令和4年度葛飾区『優秀な教員の表彰』の審査結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、報告事項等の8「令和4年度葛飾区『優秀な教員の表彰』の審査結果について」ご説明いたします。

この制度は平成17年から続くものでございまして、表彰の趣旨といたしましては、葛飾区の教育の発展に貢献し、その功績が顕著でかつ勤務成績の優秀な教員の功績を称えるものでございます。原則といたしまして、教職経験10年以上かつ葛飾区の経験が3年以上の先生方を対象としております。

今年度は、小学校15名、中学校7名、保田しおさい学校2名、計24名の先生方を校長先生からご推薦いただき、表彰することとなりました。

それぞれの先生方の推薦概要と推薦の区分につきましては、資料に記載のとおりでございます。

表彰式は本日、男女平等推進センター多目的ホールで行われます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりといたします。

次に、報告事項等の9「令和4年度葛飾区 embot プログラミングコンテストの実施結果について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、「令和4年度葛飾区 embot プログラミングコンテストの実施結果について」ご説明いたします。

1の「報告趣旨」でございます。プログラミング教育を推進するため「葛飾区 embot プログラミングコンテスト」を実施し、この度、入賞作品が決定したため報告するものでございます。

2の「応募総数」は19校44作品でございました。

次に、3の「入賞作品」についてでございます。小学5年生を対象に、応募作品の中から特に優秀な作品につきまして、資料のとおり8作品を入賞作品として決定したものでございます。

4の「その他」でございますが、表彰につきましては、3月中旬頃に学校を通じて、入賞者へ賞状及び副賞を授与いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** これを選定したのは、どなたを選定したのですか。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** こちらの資料にございますタカラトミーとNTTコミュニケーションズにもご協力いただき、それぞれ作品を見ていただいて、最終的に教育長にも入賞作品を見ていただきまして、各賞を決めさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○**上原委員** 分かりました。

○**教育長** よろしいですか。

○**上原委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の9を終わりといたします。

次に、報告事項等の10「放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）の運営について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、私から報告事項等の10「放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）の運営について」のご説明をいたします。

まず初めに、1の「現状と課題」でございます。記載にありますとおり、令和2年に新型コロナウイルスによる学校の一斉休校により、わくわくチャレンジ広場も休止いたしました。その後、学校の分散登校から通常登校となった時点で、準備の整ったわくわくチャレンジ広場が令和2年7月6日から活動を徐々に再開し、現在、全ての学校で実施をしております。



しかしながら、わくわくチャレンジ広場を支えている児童指導サポーターが、コロナの影響や高齢化などの要因で減少したことにより、わくわくチャレンジ広場の活動規模や実施日、参加学年の制限など、コロナ禍以前と比べると活動内容が縮小している状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、次に2の「運営体制の整備と事業の活性化」でございますが、わくわくチャレンジ広場の安定的な運営と事業の活性化を図るため、令和5年度につきましては、主に二つの取組を進めてまいります。まず、児童指導サポーター等の報償費の見直しです。わくわくチャレンジ広場の開始以来、多くの地域の方に有償ボランティアとして支えていただいております。今後、コロナ禍以前の活動に戻す、あるいは拡充するためにはより多くの地域の参加を促し、減少傾向にあるサポーターの数を増加させる必要もでございます。また、サポーターの方からも報償費の見直しの要望が出ていることから、今回、報償費の単価を増額することにいたしました。これにより、現役サポーターのモチベーションアップにつながるとともに、新たなサポーターの獲得に効果が上がると期待しております。

次に、活動内容の充実でございますが、わくわくチャレンジ広場は各学校のサポーターさんが知恵を絞って、それぞれの学校の特色を生かした活動を行っております。しかしながら、本来、見守り活動を主としており、独自での取組には限界もでございます。多くの児童が参加することは、先ほどと同様、サポーターのモチベーションアップにもなるため、来年度は全てのわくわくチャレンジ広場で英語プログラムを実施するものでございます。この事業は外国人を各学校に派遣し、児童が英語での遊びや歌などを通して、英語に親しむものでございます。実施方法の詳細は、今後、地域教育課が主体となり、各学校のサポーターさんの意見を集約し、事業者と調整して、それぞれの学校に合わせた事業を展開していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

谷部委員。

○**谷部委員** 2番の活動内容の充実、英語プログラムについてなのですが、この情報が少し地域に流れましてから、やはりサポーターさんたちが一番動揺しておりまして、子どもたちはきっと大丈夫で喜ぶだろうけれども、自分たちがうまくコミュニケーションを取れるだろうかと非常に不安を感じていらっしゃるのので、そこは地域教育課でフォローを十分にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 今、委員がご心配のとおり、多分、子どもたちは放っておいても勝手になじんでいただけると思うのですがけれども、やはりサポーターさんの協力がなければ、派遣する外国人の方も不安になりますでしょうし、お互いに協力してやっていただきたいと思っております。そのために、地域教育課では、当然、主体的にその橋渡し役をさせていただくとともに、基本的



に派遣される外国人の方は、ある程度日本語もできるような方を考えておりますので、そういったところでコミュニケーションを深めていただければと思っております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の 10 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 11 「第 13 期葛飾区社会教育委員の会議の記録と提言について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、私から「第 13 期葛飾区社会教育委員の会議の記録と提言について」ご報告をさせていただきます。

なお、本件につきましては、令和 4 年 12 月 9 日に教育委員会委員と社会教育委員との懇談会におきまして、ご意見等を頂いたものでございます。

それでは初めに、1 「趣旨」でございます。社会教育法 17 条第 1 項に基づきまして、令和 5 年 3 月 7 日付で、第 13 期社会教育委員の会議から、葛飾区教育委員会に記録と提言の提出がありましたので、報告するものでございます。

2 の「協議テーマ」は、「社会の急変を契機として、これからの生涯学習と生涯スポーツを考える」です。

それでは、3 「記録と提言」についてでございます。恐れ入りますが、別紙「社会の急変を契機として、これからの生涯学習と生涯スポーツを考える（記録と提言）」をご覧ください。

1 枚、おめくりいただきまして目次をご覧ください。構成は 1 「コロナ禍での社会教育事業の記録」といたしまして、社会教育関係各課の事業の記録を 5 項目でまとめております。

2 といたしまして、その 5 項目についての「評価と提言」、3 といたしまして「今後の展望」としてございます。

それでは、1 ページ、「はじめに」をご覧ください。ここでは 1 行目に令和元年 6 月 6 日に「『東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会』を契機とした文化の創造と継承について」を 12 期のテーマとしておりましたが、オリパラが開催延期など未曾有の状況の中、第 12 期の回答を見送るとしております。

3 段落目からでございますけれども、第 12 期の委員がほとんど 13 期の委員として委嘱される中、今回のテーマである「社会の急変を契機として、これからの生涯学習と生涯スポーツを考える」がこの会議のミッションとなったとしております。

次に、2 ページから 16 ページまでにつきましては、生涯学習課、郷土と天文の博物館、生涯スポーツ課、区立図書館、地域教育課の事業の記録をまとめておまして、各課、各施設ごとにコロナ禍での事業経過、実施や中止、延期の基準や基本的な考え方、コロナ禍による影響、新たに取組や工夫した点としてまとめております。また、令和元年度から 4 年まで各課、各施設の事

業が分かりやすいように主な事業の記録を一覧表にしております。

それでは、2ページをご覧ください。生涯学習課の事業の記録といたしまして、コロナ禍での事業の経過でございます。ここでは、令和2年4月に緊急事態宣言等が発出され、ほぼ全ての事業がストップしましたが、10月から可能な限り、感染防止対策を行いながら事業を実施したこと。中段の実施や中止、延期の基準や基本的な考え方では、区民の学びを止めないよう、国、都、区が示す開催の留意点に基づきまして、実施方法等を検討したこと。また、その下のコロナ禍による影響では、かつしか区民大学の実施講座数や参加者数を表にし、その影響を示しております。

3ページをご覧ください。新たな取組や工夫した点におきましては、(1)「オンラインの活用」や、その下の(2)「その他の工夫」では、事前申込制への変更や無観客での実施等を記載しております。

4ページをご覧ください。この表は令和元年から令和4年までの主な事業の記録を一覧にしております。主な五つの事業を挙げまして、実施や中止・停止は黒枠で囲っております。また、やり方を工夫して実施したものについてはグレーの網かけで示しております。工夫した内容については、先ほど申し上げたオンラインの活用や実施回数の制限などとなっております。

以上のような記載の方法で、5ページの(2)郷土と天文の博物館、また8ページからの(3)生涯スポーツ課、11ページからの(4)区立図書館、14ページからの(5)地域教育課のそれぞれの事業の記録をまとめております。

続きまして、17ページをご覧ください。この各課、各施設の事業の記録に対しまして、社会教育委員の会議として取組の評価、課題と提言、今後の展望を記載しております。

(1)生涯学習課への取組の評価では、5段目の「このように」から始まるところで、中止や開催縮小など難しい判断ばかりだったと思うが、「葛飾区生涯学習公式note」を開設し、作品や参加者の声などを紹介する場をスタートした。ほかにも様々な工夫をすることにより、できる限り事業を遂行したことは評価されるものとしております。

「課題と提言」では、18ページの上から7行目の中ほどから、今後は牽引していくヤングアダルト世代の人々が区の事業や講座、イベント等に興味を持ってもらうために、CMなどが必要であり、noteやYouTubeのほか、従来の方法も併せて利用することで多くの人に知ってもらえるようなアピールの仕方が課題になっていくと提言をしております。

次に、(2)「郷土と天文の博物館の取組について」は、「取組の評価」といたしまして19ページの上から2行目に、施設の入口の一方通行や飲食のイベントを行わない、イベントは事前申込みにするなど様々な対策を細部にわたって行ったことに感謝したいということや、リニューアル後は絶えず行った消毒やビニール手袋の配布など大きく評価できると記載をしております。

下段の「今後の展望」では、20ページの上から4行目、中ほどに、この数年努力していただ

いたようにアイデアを絞り、できる限り、できることを探し、前向きに区民のために頑張っていたとさせていただきます。

次に、(3)「生涯スポーツ課の取組について」は、「取組の評価」といたしまして、ページの最後の行から、オリンピック・パラリンピックの取組は、前夜祭、聖火リレーは中止となったが、心に残るイベントとして折り鶴プロジェクトを実施した。この取組は区民がオリンピック・パラリンピックを身近に感じるよい機会となったと評価をしております。

その下「課題と提言」では、2段落目に無駄や非効率を省き、人と人がつながりを持ちながらスポーツを続けられる姿を考え、新たな方向性を見出していく必要があるとしております。

次の段落では、従前に戻すことがよいことではなく、この2年間の中で社会の変容、人の意識の変化を踏まえた上で、人が一生続けられるスポーツのあり方や取組を考えていくことが重要と提言をしております。

下段の「今後の展望」では、次の22ページの中段、「しかしながら」から始まる段落で、「本区における部活動顧問指導員の募集内容を見る限り、有為な人材を募るのは容易ではないだろう。スポーツ庁の新たなガイドラインや東京都の方針、予算の確定を待ってから始動するようでは、あっという間に3～5年が経ってしまう恐れがある」としてございます。

23ページ、(4)区立図書館の取組につきましては、「取組の評価」では、最後の「新型コロナウイルスの感染再拡大」で始まる段落に、何度も緊急事態宣言が発令される中で、図書館職員は努力していただいた。図書館に関わる全ての方々に感謝をしたい。

その次に、図書館協会からのガイドラインを踏まえた上で、感染拡大の防止に努めていただいたとしております。

その下の「課題と提言」では、次の24ページの9行目から「未知のウイルスが」から始まる段落に、「区民の大切な場所である図書館は、いつでもだれでも安心して来館できる図書館サービスを目指してこれからも頑張っていたきたい」と提言をしております。

次の「今後の展望」では、最後の段落で、葛飾区の図書館がどのような状況になっても、それを乗り越え愛されていく図書館であってほしい。生まれてきて初めて本を手にして、老いて最後の本を置くまで、大切な場所として存在をしてほしいとしております。

次に、下段の(5)地域教育課の取組につきましては、「取組の評価」として、初めの段落の「ジュニア・リーダー講習会」、次のページの1行目から「少年の主張大会」、次の段落では「子どもまつり」「放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)」「家庭教育講座」の各事業について評価や工夫した点などを記載しております。

25ページ、下段の「課題と提言」では、次の26ページの上から5行目の「地域教育課に、これからの」で始まる段落で、是非とも進めていただきたいことは、「地域の教育力や家庭教育の向上を目指した事業になっていくように、各団体に新しい情報や検討テーマを広め、意見交換を

盛り上げていくことである」ということで提言をしております。

また、下から4行目から、「次代を担う子どもの育成は、学校・地域・保護者の連携・協働によって実現」し、「地域教育課事業が大きな役割を担っている。実施に際しては、各地域の実態把握と関係づくり、支援に一層ご尽力いただきたい」と提言をしております。

27 ページ、3の「今後の展望」をご覧ください。「紆余曲折の末に」では、最後の段落で、「従来、葛飾区の社会教育委員の会議では」から始まる段落で、「2年を単位とする1期ごとに協議テーマを設定して」、答申や提言をまとめてきました。しかし、完結することなく終了した12期と今期13期に必要なのは、「『その時何をしていたか』という記録であると判断し、このようなまとめの形となった」としております。

その下の「提言－新しい学びの『芽』」では、これまで説明してきた提言を抜き出す形で、27ページ下段から28ページに記載をしております。28ページをご覧ください。最後の段落で、下から3行目です。「新しい取組も、それが日常に定着するにしたがって、あたりまえのものに変化していく。この記録が後年、それらの新しい学びの『芽』が、いつ・どのように生まれたのかを示す証人となってくれることを願う」と最後を締めくくっております。

なお、次のページ以降は、資料としまして第13期、葛飾区社会教育委員の名簿、協議テーマ、協議の経過を載せさせていただいております。

恐れ入りますが、報告書の2ページにお戻りください。4といたしまして「記録と提言の取扱い」ですが、記録と提言の趣旨をくみ取り、今後の葛飾区の教育行政に生かしてまいります。

5の「周知」では、広報かつしかやホームページ等で周知するとともに、関係部署へ配付していきたいと思っております。

大変長くなりましたが、私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の11を終わりといたします。

次に、報告事項等の12「葛飾区スポーツ推進計画（案）について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、「葛飾区スポーツ推進計画（案）について」ご説明をいたします。

1「概要」といたしましては、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とするスポーツ推進計画を策定するものでございます。

今後の「スケジュール」といたしましては、3月中旬の文教委員会で計画案の報告を行い、最終的に内容調整したものを3月下旬の教育委員会に報告させていただき、決定をさせていただきたいと考えてございます。

資料につきましては、スポーツ推進計画（案）と素案に対するパブリックコメントの実施結果及び素案から案への主な変更点を添付してございます。資料2と3によりご説明をさせていただければと思います。資料1につきましては、併せてご覧いただければと思います。

それでは、資料2のパブリックコメントの実施結果へお進みいただければと思います。「葛飾区スポーツ推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について」ということで、1「実施期間」は令和5年1月27日から2月27日まで行いました。

「実施場所」につきましては、以下に記載のとおりのほか、区のホームページからも閲覧が可能という形で実施をいたしました。

「意見総数」は2名からのご意見で9件ございました。

「提出された意見と区の考え方」につきましては、次のページにお進みいただければと思います。ナンバー1の取組の効果や参加することによって得られる効果を、可視化する必要がありますというご意見に対して、区の考え方といたしましては、毎年行っております行政評価や教室などに参加をされた参加者に対するアンケートで効果測定等を行うことを実施しております。この取扱いにつきましては、意見・要望として取扱いをさせていただきたいと考えております。

2のご意見につきましては、概要といたしましては、健康長寿への取組については、祖父母を中心に地域コミュニティを広げることが大切ということのご意見につきまして、区の考え方といたしましては、区の関係部署と連携を図りながら、地域に根差した取組に努めて事業を行っているということで、こちらにつきましても意見・要望として取扱いをさせていただきたいと考えております。

ナンバー3のご意見につきましては、区民の総合的な健康づくりの支援事業を実施する施策が行われていないのではというご意見に対しましては、区民と区内の事業所で働く人の健康寿命延伸のために取り組む事業について、現在も行いまして、計画の中にも盛り込んでいることから、こちらには計画に既に盛り込んでいるとの取扱いをさせていただきたいと考えております。

4の学校教育におけるスポーツの実践では、少人数制を取り入れるべきのご意見に対しましては、かつしかっ子体力アッププログラムとして、運動が苦手な児童・生徒も運動に親しむことを目的とした取組を行っていることや、生涯にわたって運動に親しむための取組の充実を図る計画の内容となっているため、意見・要望として取扱いをさせていただきたいと考えております。

次のページにお進みいただければと思います。5のeスポーツに関する取組が記載されていないのご意見に対しましては、本区におけるスポーツとは身体活動として定義をしてございます。現在、eスポーツは身体活動であるという明確な定義はされておきませんが、今後の動向を注視してまいりたいと考えてございます。したがって、こちらにつきましても意見・要望として取り扱いたいと考えてございます。

6のスポーツと経済循環を構築することが必要のご意見に対しましては、こちら「かつしか



ふれあいRUNフェスタ」の一部公道開催では、スポーツを通じた地域経済活性化のための視点を持った取組を現在も行っておりますけれども、今後も行っていくことから、意見・要望と取り扱わせていただきたいと考えております。

ナンバー7のご意見で、河川敷を活用したゴルフのショートコースの設置や人工芝のところでは、ホッケーができるようにしてほしいとのご意見につきましては、スポーツ・運動の実施状況やニーズの把握に今後も努めていきたいということから、意見・要望として取り扱いたいと考えてございます。

ナンバー8のご意見で、メタバースを使用したバーチャル空間でのスポーツ体験の企画が欲しいというところのご意見につきましては、現在、SNS等を使いましてより多くの皆様に周知をすることから始めさせていただいております。DXを含め誰もがスポーツ活動に触れ合うための事業に取り組んでいきたいと考えていることから、こちらについても意見・要望として取り扱わせていただきたいと考えております。

ナンバー9のスポーツ施設と街づくりの強化について、こちら東金町スポーツライミングセンターに対するご意見ですけれども、アクセス等につきましては、関係機関とも調整を進め、充実を図っていききたいと考えていることから、こちらについても意見・要望として取り扱わせていただきたいと考えてございます。

続きまして、次のページの素案から案への主な変更点についてのページにお進みいただきたいと思います。

こちら全体に係る変更といたしましては、年の表記について基本的には和暦で表記をいたします。表については西暦も併せて表記した内容で変更してございます。

3ページにつきましては、SDGsのマークの下に、補足の説明を追加いたしました。

8ページにつきましては、区立のスポーツ施設一覧の13番、葛飾にいじゅくみらい公園運動場の備考欄にハードコート1面を追記いたしました。

11ページでは、スポーツボランティアの登録者数を最新の数値にいたしました。

16ページ、21ページ、22ページ、23ページにありますグラフの見出し部分につきましては、以下の例示のとおり凡例表記に変更いたしました。

23、24、25ページにつきましては、グラフの説明文の二重括弧とグラフの関連、例えば何と何を合わせて何%というようなことについての表記を変更いたしております。

33ページにつきましては、目標としての文言で使ってございます「ささえる」につきましては平仮名で表記し、それ以外の説明につきましては漢字で表記をすることで統一をさせていただいております。

37ページにつきましては、令和5年度の予算案概要の重点事業におきまして、「区民の総合的な健康づくり支援」に「働く世代への総合的な健康づくり支援」を統合したためにこちら事業

名と内容を修正してございます。

41 ページのRUNフェスタ、ランニングウォーキングの指標につきましては、最近の傾向等も加味いたしまして指標を見直ししております。

43 ページの「デフリンピック 2025 の開催に向けた環境整備」につきましては、具体的な内容も追記をして変更をさせていただいております。

53 ページの目標4スポーツを「みせる」環境の整備、(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承の説明文におきまして、サッカースタジアムの整備についての文言を追記いたしております。

非常に簡単でございますけれども、私の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の12を終わりといたします。

次に、報告事項等の13「令和4年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは「令和4年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」ご説明をいたします。

「概要」といたしましては、本区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をしたものについて区長が表彰するものでございます。

「推薦団体」でございますが、葛飾区体育協会、中学校体育連盟、スポーツ推進委員協議会から意見を聞きまして、教育委員会を通じて推薦をさせていただきます。

「推薦基準」といたしましては、区内においてスポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に寄与するとともに地域、職場及び体育協会においてスポーツ振興に尽力し、功績顕著な者としております。

「選考委員会」につきましては、令和5年2月7日に開催をし、表彰対象者の体育功労者9名を選考いたしました。なお、今年度につきましては、社会体育優良団体の推薦はございませんでした。体育功労者につきましては、別紙の一覧のとおりでございます。

表彰につきましては、令和5年4月9日に予定しております2023 かつしかスポーツ大会総合開会式で表彰をいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の13を終わりといたします。

次に、報告事項等の14「区政代表・一般質問要旨（令和5年第1回区議会定例会）」の報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 2月27日及び28日に開催されました令和5年第1回定例会本会議における代表質問・一般質問のうち、教育委員会に係る質疑内容につきまして、概要をご報告いたします。

まず、公明党、小山たつや議員の代表質問でございます。教育の働き方改革を進めるべきとのご質問に対し、区では、葛飾区立学校における働き方改革推進プランに沿って、教員の業務改善や意識改革に取り組んでいる旨を答弁いたしました。

次に、教員の部活動への関わり方の再構築が必要と考えるがどうかとのご質問に対して、地域との連携により、顧問指導員や地域指導者の配置の拡大を図りながら、中学校部活動の段階的な地域移行についても具体的に検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、本区は目指す英語教育のあり方、目標についてのご質問に対し、ALTやTGGの拡充などについて述べた上で、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、豊かな人間力を育てていきたい旨を答弁いたしました。

次に、公共用地の活用についてのご質問に対して、学校統合などにより創出される大規模な土地は災害対策として重要であることを考慮しながら、教育目的として利用することを基本としつつ、地域の行政需要も踏まえ、活用を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、南葛SCのJリーグ昇格に向けた支援についてのご質問に対して、状況に合わせて適切な支援を行っていく旨を答弁いたしました。

続きまして、共産党、中村しんご議員のご質問でございます。まず、学校給食の無償化について、弁当持参の子どもに給食費相当分の現金給付を行うべきとのご質問に対して、学校給食費の完全無償化は学校給食費を補助するものであることから、学校給食費の負担がない場合は対象外としていること。現金給付には課題が多いことから、実施する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、私学事業団運動場をスタジアムにする工事を始める前に、運動施設を計画的に設置し、充実させるべきとのご質問に対して、スタジアム整備後の区民利用については検討する旨を答弁いたしました。

続きまして、自民党、筒井たかひさ議員の一般質問でございます。まず、部活動の地域移行に向けた準備状況についてのご質問に対して、現在、活動や指導の状況を調査、整理しているところであり、今後、東京都のガイドラインを踏まえて具体的に検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、地域移行に向けて、協議会などを設置して体制を整備することが必要ではないかとのご質問に対して、教育委員会内部で具体的課題を整理した上で、スポーツ・文化団体など幅広い関係者で構成する協議会の設置に取り組む旨を答弁いたしました。

次に、地域移行に向けた活動場所の調整や負担のあり方についてのご質問に対して、活動場所について国のガイドラインに示された例を紹介した上で、会費や負担の基本的な考え方を答弁い

たしました。

次に、大会やコンクールなどの開催方法についてのご質問に対して、東京都の動向も踏まえ、学校部活動の参加者に限らない大会の開催について検討していく旨を答弁いたしました。

次に、わくわくチャレンジ広場における地域スポーツ、文化、芸術団体の人材活用についてのご質問に対して、今後、実施に向けて運営委員会や児童指導サポーターの皆様のご意見も伺いながら検討していく旨を答弁いたしました。

次に、私学事業団総合運動場の区民利用についてのご質問に対して、令和5年度中に必要な準備を進め、引き渡し後、できる限り速やかに区民の利用に供したい旨を答弁いたしました。

続きまして、区民連、かわごえ誠一議員のご質問でございます。まず、学校の文書管理状況を伺うのご質問に対して、学校における文書の記録、保存は関連する法令等に従い管理されており、今後も適正な管理を指導していく旨を答弁いたしました。

次に、立石の歴史の記録の保存及び思い出づくりのイベントへの支援についてのご質問に対して、文化的価値や所有者の意向などを確認した上で、保存・活用を検討する旨及びイベント支援については他部署や地域団体の取組状況を確認した上で検討する旨を答弁いたしました。

次に、今後の教育行政推進に対しての教育長の課題認識とビジョンを伺うのご質問に対して、子どもたちがどのような状況においても自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動できる資質、能力を育てていくことが教育行政に求められている。そのためには、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視した授業改善が求められる。学校は社会の変化を柔軟に受け止め、社会との連携、協働により充実した教育の充実を図ることが重要であることなどを答弁いたしました。

次に、学校給食費無償化の経緯についてのご質問に、食材価格の高騰が続き、先行きが極めて不透明な状況にあった中、区議会の複数会派から完全無償化の緊急要望が出されたことを受け、実施の判断をした旨を答弁いたしました。

次に、学校給食費と周辺の課題認識を伺うのご質問に対して、アレルギーやいわゆる宗教食への対応については、各学校の状況に応じて個別に対応しており、不登校の児童・生徒についても登校した際には安心して給食を食べられるよう徹底していく旨を答弁いたしました。

次に、学校給食への理解向上についてのご質問に対して、保護者に理解を深めていただくため、給食日より、ホームページでの情報提供や試食会などを適宜行っており、今後も理解向上の取組の充実を図る旨を答弁いたしました。

次に、自学自習及び学習センターについてのご質問に対して、取組の例をお示しするとともに、課題認識を示し、取組の方向性について答弁いたしました。

次に、不登校支援についてのご質問に対して、不登校を問題行動と判断してはならず、児童・生徒が進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すよう働きかけることが重要であると

の認識を示した上で、対応の考え方を答弁いたしました。

次に、適応指導教室や主な適応教室の名称変更についてのご質問に対して、現在、親しみやすい名称を工夫して使用していること、及び今後名称変更の検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、日本語指導体制の拡充、増設についてのご質問に対して、現状の課題を述べた上で、新小岩地域においてにほんごステップアップ教室を開けるよう検討を進める旨を答弁いたしました。

次に、校則の検討状況公開についてのご質問に対して、生徒指導提要の改訂を受け、学校長に対して、令和4年4月から校則をホームページに掲載するよう指示したことを説明した上で、引き続き定期的に校則の点検を行うよう働きかけていく旨を答弁いたしました。

次に、開かれた学校の考え方及び学校地域応援団から地域学校協働活動への発展、コミュニティスクールの導入についてのご質問に対して、開かれた学校の認識を述べるとともに、学校地域応援団の現状及び発展について考え方を述べ、コミュニティスクールについては課題を整理した上で検討する旨を答弁いたしました。

次に、学童保育クラブの環境整備についてのご質問に対して、現状の課題や対応策を述べた上で、次期葛飾区教育振興基本計画の策定に合わせて、新たな学童保育クラブの確保策についても検討を深めていくと答弁いたしました。

次に、放課後支援の方向性を明確化する必要があると考えるがいかがかのご質問に対しまして、来年度サポーター報償費の増額を計上しておりますが、子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、わくわくチャレンジ広場の基盤強化に向けた取組を進めていくこと。放課後支援の方向性につきましては、次期教育振興基本計画の策定に合わせて検討していく旨を答弁いたしました。

続きまして、41 ページでございます。生涯学習社会に向けての課題と認識についてのご質問でございます。社会が複雑化・高度化する中で、学校で学んだ知識や技能だけでは、地域や身近な課題を解決できることは少なくなっており、そのため今後は社会生活においていかに知識や技能を活用して問題を解決するか、いわゆる生きる力を育むことが必要であるとの認識等について答弁をいたしました。

続きまして、42 ページになります。区民大学へのゼミナール形式導入についてのご質問でございます。ご提案を頂きましたゼミナール形式につきましては、講師や受講者同士が膝を突き合わせた議論を通して学ぶ講座形式であり、今後もこうしたことも含めてより効果的な方法を検討していく旨を答弁いたしました。

続きまして、生涯学習コーディネーターについてのご質問でございます。生涯学習コーディネーターは、民間の資格でございますが、生涯学習課ではこうしたコーディネートを行う職として社会教育主事を配置しております。しかしながら、社会教育主事だけでは十分な対応が困難な部分もありまして、今後、地域人材との連携、協力を深めるための方策について検討していく旨



を答弁いたしました。

続きまして、文化財についての質問でございます。文化財についての認識を示した上で、今後、観光資源として活用することで地域の活力向上につなげていくことが重要であるとの考えを答弁いたしました。

続きまして、葛飾柴又の文化的景観事業に係るご質問でございます。文化的景観事業につきましては、来年度、専担の係組織を設けます。この係を中心として事業の推進を進めていく旨を答弁いたしました。

続きまして、デジタル化や新しい区民サービスへの対応など、図書館運営における今後の課題について認識を伺うのご質問に対しまして、区民ニーズあるいは時代の変化に適切に対応させるためには、スタッフのスキルアップ、人材確保、執行体制の整備が課題であり、こうした課題の解決に当たっては、民間の力を活用することも視野に入れ、効果的、効率的な運営方法を検討することが必要であるとの考えを答弁いたしました。

続きまして、子ども読書活動推進計画についてのご質問でございます。現在、図書館運営の実践的な指針を盛り込んだ「葛飾区立図書館の基本的な考え方」の改訂を検討しておりまして、子ども読書活動推進計画の要素もここに取り入れていきたいと考えている旨を答弁いたしました。

続きまして、施設改修についてのご質問でございます。図書館施設を改修する際には、利用者のニーズを踏まえ、内装の改修だけでなくサービスや機能の向上も視野に入れて取り組んでいく旨を答弁いたしました。

ここからが共産党、木村ひでこ議員のご質問でございます。まず、奨学資金貸付制度を給付型に転換すべきのご質問に対して、現時点で転換は考えていないが、国や東京都などの動向を注視していく旨を答弁いたしました。

ここからは、学校適正規模等に関する方針等についてのご質問でございます。まず、柴又小学校と東柴又小学校の統廃合は教育現場に効率化という経営理論を持ち込み、教員が子どもたち一人一人に向き合う時間が十分に取れないと思うがどうかのご質問に対して、1校当たりの教員数は充実すること、及び1学級当たりの児童数は法令に定める定員を超過しないよう学級編制を行うので、子どもと向き合う時間が確保できないとは考えていない旨を答弁いたしました。

次に、今般の学校給食費無償化で、他区から移住を考えているという保護者の声を聞いている。学校の統廃合計画を進めるのは矛盾しているのではないかのご質問に対して、少子化は全国的な課題であり、本区においても児童・生徒数の減少が見込まれている。学校適正規模の取組を進めていく必要があり、矛盾しているとの認識はない旨を答弁いたしました。

次に、文科省は小規模校を存続させる場合の教育の充実を示している。小規模校のメリットを生かしていくことが教育現場に必要と思うがどうかのご質問に対して、文科省は過疎化の進んだ自治体が学校の適正規模を確保できない場合の対応策として、小規模校のメリットを生かした

教育の充実策を示している。本区においては適正規模の実現が可能であることから、今後も取組を継続していく旨を答弁いたしました。

次に、少人数のデメリットはICTの活用や、近隣他校との交流などにより補えるのではないかとのご質問に対して、デメリットの一部を補うことは可能であるが、一定の規模の児童・生徒集団が確保されていることのメリット、経験年数や専門性など、バランスの取れた教員が配置されることなどから適正規模を確保することにより、教育環境の充実に努めていく旨を答弁いたしました。

次に、双葉中学校南側の都有地は屋内温水プールではなく校庭として取得すべきではないかとご質問に対して、屋内温水プールの整備を前提として東京都と協議をしており、校庭とする考えはない旨を答弁いたしました。

次に、来年度予算案の東四つ木地域の学校適正規模推進経費、1,300万円は特色ある学校づくりに振り向けるべきとご質問に対して、当該経費は東四つ木地域の学校適正規模に向けた取組を検討するために必要な経費であり、特色ある学校づくり振り向ける考えはない旨を答弁いたしました。

次に、不登校について葛飾区子ども・若者に関する調査結果報告書では、学校に行きたくなく理由で一番多いのは、「特に理由はない」である。言葉にできない理由を丁寧に解きほぐしていく必要があると思うがどうかとご質問に対して、不登校児童・生徒の気持ちを教員が理解し、寄り添った支援を行うよう学校に対して指導、助言を行っていく旨を答弁いたしました。

次に、多くの児童・生徒が学校に行けていないことを個人の問題にとどめず、子どもが行きたくなくなる学校づくりにつなげていくことが必要だと思うがどうかとご質問に対して、現状の取組を説明した上で、引き続き児童・生徒が行きたくなくなる学校づくりに取り組むよう各学校に働きかけていく旨を答弁いたしました。

次に、適応指導教室や校内適応教室について、児童・生徒が通いやすくなるよう名称変更を検討すべきとご質問に対して、現在、各学校で親しみやすい愛称を使用している。今後、国の動向等も踏まえ、名称変更の検討を進めていくことを答弁いたしました。

次に、教員のわいせつ事案に対して、処分などに1年以上もかかったことは重大である。今後、どのようなルールを設けていくのかとご質問に対して、一般論として服務事故防止の取組例をお示した上で、任命権者である東京都教育委員会と連携して事案に応じて適切に対処していく旨を答弁いたしました。

続きまして、自民党、安西まさのぶ議員のご質問でございます。まず、中学校での総合防災訓練を広げていく必要があると考えるが見解を伺うとご質問に対して、中学校における安全教育の目標を述べた上で、新たな中学校が取り組む際は、地域の実情に合わせ、地域の方と十分に協議を重ねる必要がある旨を答弁いたしました。

次に、小学校においても保護者や地域の方が参加できる防災訓練を実施することで、地域の防災力を高めることができると考えるが見解を伺うのご質問に対して、関係部署と連携して検討していくこと、及び訓練の充実について各学校に働きかけていく旨を答弁いたしました。

続きまして、公明党、清水こういち議員の特別支援教育についてのご質問でございます。まず、特別支援教育の検証が必要と考えるが見解を伺うのご質問に対して、特別支援教育推進委員会やその下部組織において課題を整理し、改善を図りつつ、特別支援教育を推進しており、今後も検証しながら進めていく旨を答弁いたしました。

次に、特別支援教育は学校教育の基礎となる取組であるとの認識を深める必要があると考えるが見解を伺うのご質問に対して、特別支援教育は学校教育の基礎として重要なものであること、及び個に応じたきめ細かな学習の工夫は学校教育全体の向上につながると考えている旨を答弁いたしました。

次に、障害のある子どもの将来の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じる指導が重要であると考えられるが見解を伺うのご質問に対して、各学校では長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを見通して、一貫した教育的支援が行えるよう個別の教育支援計画や一人一人の教育的ニーズに応じた個別指導計画を作成し、支援に取り組んでおり、教育委員会としても学習の効果を高められるよう助言、指導を行っていく旨を答弁いたしました。

次に、将来を見据えて特別支援学級のカリキュラムを編成し、教育内容や指導を充実させる必要があると考えるが見解を伺うのご質問に対して、特別支援学級では児童・生徒の状況を踏まえて、生涯にわたる学習の基礎となる資質や能力を高めるためのカリキュラムを組むことが重要であり、今後、連合行事などの特別支援学級全体に係る行事を精選するとともに、学習形態を工夫するよう指導、助言を行っていく旨を答弁いたしました。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の14を終わりといたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和5年教育委員会第3回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時13分